

## 考 査 項 目 別 運 用 表

検 査 員

考査項目	細 別	評価 該当 項目	a	b	c	d	e	
検 査	書類整備		優れている	やや優れている。	普通である。	やや劣っている。	劣っている。	
			「評価対象項目」				「評価対象項目」	
			施工計画書と現場の使用材料及び施工方法が一致していた。(共通)	設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。(共通) 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員が文書により履行の指示を行った。(共通) 原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」と評価する 2項目あれば「e」と評価する				
			施工計画書と現場の施工体制が一致していた。(下請契約の総額が建築一式工事で4500万円以上、その他の工事で3000万円以上の場合)(共通)					
			施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていた。(共通)					
			工事材料の資料や見本の整理及び確認がなされ、管理されていた。(共通)					
			立会確認の手続きが事前になされていた。(共通)					
			工事記録写真等の整理がよくなされていた。(共通)					
			日報、月報、材料受入検査、施工報告、試験成績結果報告、打合せ記録簿等の工事記録の整備が適時、的確になされていた。(共通)					
			リサイクルへの取組が適切になされていた。(共通)					
			建設業退職金共済制度の証紙の配布先及び配布状況が帳簿等により適切に把握されていた。(共通)					
			作業分担と責任の範囲が書面で確認できた。(共通)					
			品質証明体制が確立され、有効に機能していた。(条件明示されている場合)。(土木)					
			操作マニュアル、保証書が整備されている。(建築、設備)					
			社内の管理規準等が作成され、その規準で管理していた。(共通)					
	その他(理由 ) (共通)							
	<b>評価値</b>	適合率が90%以上 . . . . . a 適合率が80%以上～90%未満 . . . . . b 適合率が60%以上～80%未満 . . . . . c 適合率が60%未満 . . . . . d	当該「評価該当項目」及び「評価対象項目」に該当する項目に1を入力する。 該当しない項目は何も入力しない。 該当項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 適合率(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価該当項目数 なお、対象評価該当項目数が2項目以下の場合は「c」とする。					
	<b>適合率</b>							

## 考 査 項 目 別 運 用 表

検 査 員

考査項目	細 別		a	b	c	d	e
検 査	品 質	評価 該当 項目	優れている	やや優れている。	普通である。	やや劣っている。	劣っている。
			「評価対象項目」			「評価対象項目」	「評価対象項目」
	(1) 土工事 (切土、盛土、築堤工事)		雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していた。	段切り等が施工前に適切に行われていた。	普通である。  監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・d	やや劣っている。  監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・d	劣っている。  契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。 上記に該当があれば・・・e
		置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していた。	筋芝又は種子吹付等を適切に行っていた。				
		構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っていた。	土羽土の土質が適正であった。				
		C B R 試験等を行っていた。	法面に有害なクラックや損傷部がなかった。				
		締固め試験が実施され、締固め機械、転圧回数、気象条件の変化に対処した適切な施工管理がされていた。	盛土端部(路肩)や隅部など、全体を均等に締固めされているのが段階(1層毎の仕上がり厚さ等)ごとに確認できた。				
		適切な丁張り、標(示)尺等を設置し、切土及び盛土締固めの施工管理(区間、延長、幅員、高さ等)がされ、確認できた。	R I 機器等を使用するなど土質、現場の含水比の変化に即応するなど機械の特性を生かした施工管理がされていた。				
	(2) 舗装工事 (路床・路盤工)		施工に先立ち、C B R 値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っていた。(舗装補修の場合)	設計図書に基づき路盤材の確認ができた。			
			着手前の路床・路盤工の仕上がり状況が判断できる写真管理を行っていた。	路床・路盤工のブルフローリングを行っていた。			

(アスファルト舗装工)	路床・路盤工の「締固め」が適正に管理され、路盤の施工が均一に行われていた。
	設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練が行われており、適正な混合物の規格が確認できた。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)
	混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到達時・舗設事等で整理・記録されていた。
	舗設後、直ちに共用する必要のある現場で交通開放を適切に行っていた。
	舗装の各層の継目が仕様書に定められた数値以上ずらしていた。
	目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できた。
	気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締固め等)の配慮が行われていた。
	プライムコートは余分な敷砂の処理が適正に行われていた。
	タックコートは舗設面及び継目、構造物サイド等への塗布が確認される。
	締固め(転圧順序、回数、速度、方向等)に関し仕様書どおり施工され管理されていた。
(コンクリート舗装工)	施系図書に基づくコンクリートの試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できた。
	コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できた。
	コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できた。
	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法を適切に行っていた。
	チェア -、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できた。
(3)法面工事・傾斜地	施工基面が平滑に仕上がっていた。(共通)

監督職員が文書で改善指示を行った。  
 上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。  
 上記に該当があれば・・・e

保全工事 (種子吹付工、客土吹付工、圧層基材吹付工)		土壌試験、硬度試験等を実施し、施工に反映していた。
		ネット等の重ね幅が10cm以上確保されていた。
		吹付け厚さが均等であった。
		吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できた。
		設計図書に基づき適正な配合施工が行われ、管理資料により確認できた。
(コンクリート又はモルタル吹付工)		金網等の重ね幅が10cm以上確保されていた。
		吹付け厚さが均等であった。
		供試体が当該現場の供試体であることが確認できた。
		跳ね返り材料が適切に処理された。
(現場打法砕工)		アンカー(ロックボルト)の施工長、径等及び全体設置状況が確認できた。
		法砕工(主筋、型枠等)が地山の形状に順応させ確実に設置施工されているのが確認できた。
		法砕工の主筋、間隔、結束、かぶり等の組立配置が適正であるのが確認できた。
		コンクリート又はモルタル吹付けの施工方法及び養生等が適切でクラックの発生が抑制されていた。
		削孔(スライム)、グラウト、緊張定着時に関して適切に施工、記録されているのが確認できた。
		跳ね返り材料が適切に処理された。
(傾斜地保全工事)		ライナープレートの組立に当たり、偏心と歪みに配慮し施工を行っていた。
		ライナープレートと地山との間隔が少なくなるように施工を行っていた。
		集・排水ポーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされていた。

監督職員が文書で改善指示を行った。  
上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。  
上記に該当があれば・・・e

(4) 基礎工事 (地盤改良等を含む)		アンカー・ボルト締付け確認が実施され、適切に記録が保管されている。
		アンカー・ボルト締付機、測定機器のキャリブレーションを実施していた。
		杭に損傷及び補修痕がなかった。
		杭の打止め管理方法又は現場打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ、記録が確認できた。
		水平度、安全度、鉛直度等が確認できた。
		溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できた。
		現場打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できた。
		掘削深度、排土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重が適切に管理されていた。
		ライナープレートの組立に当たって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されていた。
		裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できた。
(5) 防護柵 (網)・標識・区画線等設置工事		設置高さ、角度等が規定どおりで、支柱は基礎部へ確実に施工されていた。
		標識板の材料材質(板厚、塗装、メッキ、製版等)が適正であるのが確認できた。
		標識柱、支柱の材質寸法(肉厚、錆処理、塗装、メッキ等)が適正であるのが確認できた。
		ボルト・ナット等の締付けが十分であることが確認できた。
		塗装の空き缶管理が写真等で確実に確認できた。
		設置路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を取り除いているものが確認できた。
		プライマーが均等に塗布されているのが確認できた。
(6) 植栽工事		土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映していた。
		活着管理が適正に行われていた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

	樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われていた。
	樹木等の生育に害のあるものは除去されていた。
	余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われていた。
	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されていた。
(7) 護岸・根固・水制工事	基礎コンクリートは基礎面を平滑に仕上げ、溜水を適切に処理し、型枠が堅固に設置され施工されていた。
	二重丁張りが設置され施工基面（法面等）の管理状況が確認できた。
	裏込材（碎石、栗石等）の締固めが十分で、底部、中間部、天端等それぞれの厚さが確認できた。
	胴込、裏込コンクリートの締固めが十分で、各位置での厚さが確認できた。
	緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸出しの恐れがなかった。
	護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切であった。
	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切であった。
	養生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切であった。
	根固工、水制工、沈床工、捨石工等で材料の連結又はかみ合わせが適切であった。
	根固ブロック等の個数、重量が管理、計測されているのが確認できた。
(8) コンクリート構造物工事（砂防、コンクリート（共通）	掘削（基盤、基礎）面以下を乱さないように施工し、湧水、溜水等を適切に処理した。
	設計図書に基づくコンクリートの配合報告書（JIS規格以外、特注品等は配合試験及び試験練りの承諾）が提出され適切なコンクリートの規格（強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量・アルカリ抑制等）が確認できた。
	コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量を測定するとともに、当該現場の供試体であることが確認できた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

	コンクリート打設計画（区割り、高さ、順序等）が適切であり、運搬時間・投入方法（機種）・投入高等が管理施工されているのが確認できた。
	型枠、支保工の設置は出来形制度を満足するよう施工しているのが確認できた。
	気象条件に対処した養生方法（暑中、寒中の温度管理等）が適切に行われており、型枠・支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されていた。
	鉄筋の規格がミルシート（曲げ、引っ張り強度値が必要な場合は試験値）で確認できた。
	鉄筋加工（フック、曲げ内半径、長さ、径、数量等）が適正で、打設までの保管管理が適切であるのが確認できた。
	配筋全体、各部材（フーチング、躯体、ウイング、パラペット、床版等）の配置、結束、組立（本数、間隔等）が管理され確認できた。
	スペーサー（材質の適正なもの）を適切に配置し、鉄筋の各かぶりを適正に確保していた。
	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていた。
	埋戻し方法が適切で、締固めが所定の密度に施工されているのが確認できた。
（砂防工事）	コンクリートを打ち込む岩盤及び水平打ち継ぎ目のコンクリートについては、レイタンスを取り除き、予め吸水させ湿潤状態にし、各々適切な処置が行われているのが確認できた。
	水叩きの施工は垂直打ち継ぎとしていることが確認できた。
	地山との取り合わせが適切に行われていた。
（コンクリート橋工事）	プレビーム桁のプレストレス管理が適切に行われていた。
	装置（機器）のキャリブレーションが実施されていた。
	緊張及びグラウト管理が適切に実施されていた。
	プレストレス時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できた。

監督職員が文書で改善指示を行った。  
上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。  
上記に該当があれば・・・e

(海岸工事)		構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っていた。
		コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っていた。
		コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがなかった。
		捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できた。
(9) 橋梁工事  (鋼橋工(RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。))  (工場製作関係)		鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されていた。
		溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていた。
		塗装する面が乾燥状態であることが確認できた。(重ね塗りの場合も含む。)
		素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できた。
		塗装の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できた。
(架設関係)		ボルトの締付け確認が実施され、適切に記録が保管されていた。
		ボルト締付機、測定機器のキャリブレーションを実施していた。
		支承の据付で、コンクリート面のチップング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついていた。
(10) 塗装工事		塗装する面が乾燥状態であることが確認できた。(重ね塗りの場合も含む。)
		塗装時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されていた。
		塗装を使用前にかくはんし、容器底部に顔料沈殿していないことが確認できた。
		塗膜に有害な付着物がなかった。
		塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できた。
(11) トンネル工事		設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

	コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できた。
	コンクリート供試体が等外現場の供試体であることが確認できた。
	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っていた。
	鉄筋の規格がミルシートで確認できた。
	鉄鋼の保管管理が適正であることが確認できた。
	コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できた。
	日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できた。
	金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できた。
	吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密接するよう施工されていた。
	吹付コンクリートの打ち継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できた。
	ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされていた。
	逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打ち継ぎ目が同一線上にないことが確認できた。
	掘削は設計断面が確保されていた。
	支保工が正確に建て込まれ、矢板やクサビ等が適切に施工されていた。
(12) 港湾・漁港工事 (地盤改良)	打込機は、自動記録装置を備えたものを使用し、打込み記録が整理されていた。
	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録が整理されている。
	地層の変化及び障害物の確認を事前に行っていた。
	載荷盛土は区域内平均に載荷するため、施工順序を決めて施工していた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

(マット(洗掘防止、吸出防止、法面保護、摩擦増大))	製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に提出して施工していた。
	マットの重ね合わせが確認できた。
	摩擦増大マットはケーソンと一体として施工する場合、その状況が確認できた。
(捨石及び均し)	石の比重及び質量等が確認できた。
	投入前の現地盤高の事前調査がなされ、石の投入量が記録されていた。
	石の均しの状況が確認できた。
(杭及び矢板)	支持杭は、打止め深度の確認が記録されていた。
	杭の打込み記録が整理されていた。
	鋼矢板及び鋼管矢板の継手が離脱していないことが確認できた。
(控え工)	腹起材の加工が適切であるか確認できた。
	タイロッド及びタイワイヤーの取付が適切であるか確認できた。
(コンクリート)	コンクリート構造物参照
(13)上下水道管路工事(一般)	支保工と地山が密着し、地山が安定しているかが確認できた。
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していた。
	掘削面以下を乱さないように施工していた。
	埋戻しの締固めを、適切な条件で施工していた。
	他の構造物、地下埋設物に影響を与えていないか調査して施工していた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

(管渠布設工 並びに築造 工)		薬液注入工は改良範囲及び注入量が工事記録により確認できた。
		アスファルト路面の仮復旧及び本復旧は、混合物の温度管理及び気象条件に適した運搬方法、舗設作業（締固め等）が配慮されていた。
		管布設は、上流の方向に受け口を向け布設し、中心棒、勾配及び管底高の成果が整理されていた。
		管の接合は付着物を完全に清掃し、押込機を使用し施工していた。
		管の挿入後、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージで確認していた。
		インバーとの仕上げは、接続管の管心、管底、落差及び流心等を考慮してコンクリートを打設し、表面はモルタル仕上げをしていた。
		マンホール側塊は内面を一致させ垂直に据付けられ、水密性が確保されていた。
(推進工法)		支庄壁は、土留と十分に密着させ管押込荷重に十分耐える強度があった。
		発進工口は、滑材、裏込め材及び地下水が漏出していないか確認できた。
		裏込め注入結果の記録が整理され、裏込め施工の状況が確認できた。
(シールド工 法)		掘削量が所定の量を維持しているか管理していた。
		発進中、蛇行屈曲等の変化を観測しながら施工していた。
		シールド機械の製作に当たっては、製作図及び諸機能等の詳細図及び仕様並びに応力計算書を監督職員に提出していた。
		圧気を併用する場合あらかじめ路線付近の井戸、ボーリング孔等の状態を調査し、必要な処置を講じていた。
		掘削量が所定の量を維持しているか管理していた。
	シールド発進中、シールドの蛇行及び回転の傾向を観測しながら施工していた。	
	セグメントの継手部にシール材を施しているか確認できた。	

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

(14) 電気 通信工事		裏込め注入結果の記録が整理され、裏込め施工の状況が確認できた。
		2次覆工コンクリート打設に先立って、セグメントのボルト締直し及び清掃等を行っていた。
		仕様書で定められている品質管理が実施されていた。
		単体品（材料・部品組立後）の品質及び形状が均一で、設計図書との適正が確認でき、証明書等が整備されていた。ただし、JIS及び電気用品安全法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。
		設備の機能が設計図書等のおり確保され、満足するものであった。
		設備全体としての運転性能（工場及び現地試験結果）がよく、所定の能力を満足していた。
		完成図書において、設備の機能（性能）が容易に判断できる資料等が整備されていた。
		完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料等が整備されていた。
(15) 農地 整備工事 (ほ場整備工 事)		地区外の雨水等を遮断し、地区内への流入を防いでいた。
		現況表土層、有効土層厚の確認がなされていた。
		旧水路の埋立てにさいし、ヘドロの除去、搬入土使用等がなされていた。
		旧道撤去及びその転用が正しくなされ、泥ねい化がなく施工されていた。
		耕作に支障となる雑物、礫等が適切に処理されていた。
		ほ場排水の促進をさせる等、極力、乾田に近い状態での作業を心がけていた。
		客土用土について土質試験を行う等、十分な検討を行っていた。
		表土の扱いに当たり、基盤土を混入させよう注意し、集積した表土を所定の厚さに、敷均ししていた。
		基盤均平は表土扱いと一体であることにかんがみ、入念に施工し、かつ、過転圧やこね返しがなかった。
		路床の締固めを適切に行っていた。

監督職員が文書で改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。

上記に該当があれば・・・e

(暗渠排水工 事)		敷砂利の厚さが均一に仕上がっていた。
		掘削は集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工していた。
		配管の各連結部は、規定の位置まで、しっかりと差し込んでいた。
		溝底部の凹凸、蛇行はなかった。
		溝底部が、泥水状態になってなかった。
		被覆材は圧密状態で設計図書に明示する厚さを確保し、かつ、管体を十分被覆していた。
		管の上流端にキャップを用い、土砂流入を防いでいた。
		上層部の埋戻し土は表土を使用していた。
	(用・排水路 工事 コンク リート二次製 品)	
		製品に有害なひび割れ、損害等の欠点はなかった。
		床堀仕上がり面は不陸がなく、また、湧水、滞水処理がしっかりとなされていた。
		埋戻し土の転圧を入念に行っていた。
		上層部の埋戻し土の転圧を入念に行っていた。
		溝畔築立に当たり漏水を起こさぬよう、入念な転圧を行っていた。
(パイプライン 工事)		床堀仕上がり面は不陸がなく、また、湧水、滞水処理がしっかりとなされていた。
		砂基礎の基床部は管布設前に十分締固めを行っていた。
		管接合に際し、規定の位置まで確実に挿入していた。

監督職員が文書で改善指示を行った。  
上記に該当があれば・・・d

契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。  
上記に該当があれば・・・e

(16) (工事)		埋戻し土の転圧を入念に行っていた。	監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当があれば・・・d	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった。  上記に該当があれば・・・e
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
		その他(理由 )		
適合率		適合率が90%以上・・・a 適合率が80%以上～90%未満・・・b 適合率が60%以上～80%未満・・・c 適合率が60%未満・・・d	当該「評価該当項目」及び「評価対象項目」に該当する項目に1を入力する。 該当しない項目は何も入力しない。 該当項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 適合率(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価該当項目数 なお、対象評価該当項目数が2項目以下の場合は「c」とする。	
評価				

# 考 査 項 目 別 運 用 表

検 査 員

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
検査	出来形	優れている	やや優れている。	普通である。	やや劣っている。	劣っている。
	「評価対象項目」					
	出来形が、測定項目、測定規準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。ばらつきの判断は別図参照	出来形が、測定項目、測定規準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。ばらつきの判断は別図参照	出来形が測定項目、測定規準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。		出来形が測定項目、測定規準及び規格値を満足せず、規格値を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	
	<p>出来形の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>出来形管理とは、「土木工事施工管理規準」の測定項目、測定規準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。主たる工種によって評価する。多工種に場合は最大3工種に絞って評定できるものとする。</p> <p>なお、評価した工種名を必ず記述しておくこと。</p> <p>また、1工種においても数ヶ所の測定項目があるが、それぞれの項目毎に(a、b、c、d、e)を判定し、その中で最もばらつきが悪いものをその工種の判定とする。</p> <p>出来形管理項目がない工事は「c」とする。</p>				<p>監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・d</p>	<p>契約書第17条2項に基づき破壊検査を行なった 上記に該当があれば・・・e</p>
	評 価					

## 考 査 項 目 別 運 用 表

検 査 員

考查項目	細別		a	b	c	d	e	
検査	出来栄え (1) 土工事	評価 該当 項目	優れている	やや優れている。	普通である。	やや劣っている。	劣っている。	
		「評価対象項目」						
				仕上げが良かった。				
				通りが良かった。				
				端部処理が良かった構造物へのすりつけ等が良かった。				
				規定された勾配が確保されていた。				
				法面の浮石除去等、表面が適切に施工されていた。				
				法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されていた。				
				施工面の木根等が確実に除去施工されていた。				
				施工面には滞水防止等の処理が適切に行われていた。				
			残土等は適切に処理されていた。					
			全体的な美観が良かった。					
		(2) 舗装工 事		舗装の平坦性が良かった。				
				構造物の通りが良かった。				
				端部処理が良かった。				
				構造物へのすりつけ等が良かった。				
				雨水処理が良かった。				
				全体的な美観が良かった。				

(3) 法面工事		通りが良かった。
		植生、吹付等、の状態が均一であった。
		端部処理が良かった。
		全体的な美観が良かった。
(4) 基礎工事(地盤改良等を含む)		土工関係の仕上げが良かった。
		通りが良かった。
		天端、端部の仕上げが良かった。
		施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。
(5) 防護柵(網)工事		通りが良かった。
		端部処理が良かった。
		部材表面に傷、錆がなかった。
		既設構造物とのすりつけが良かった。
		きめ細かな施工がされていた。
		全体的な美観が良かった。
(6) 標識工事		設置位置に配慮があった。
		標識の向き、角度、支柱の通りが良かった。
		標識版、支柱に変色がなかった。
		支柱基礎の埋戻し等が入念に施工されていた。
		全体的な取り扱いがしやすい。
(7) 区画線工事		塗料の塗布が均一であった。

		視認性が良かった。 接着状態が良かった。
		施工前の清掃が入念に実施されていた。
		全体的な美観が良かった。
(8) 植栽工 事		樹木の活着状況が良かった。
		支柱の取付けがきめ細かく施工されていた。
		支柱の取付けが堅固であった。
		植栽滞の全体的な美観が良かった。
(9) 護岸・ 根固・水制工 事		通りが良かった。
		材料のかみ合わせが良かった。または、クラックがなかった。
		天端、端部の仕上げが良かった。
		既設構造物とのすりつけが良かった。
(10) 地す べり防止工事		地山との取り合いが良かった。
		天端、端部の仕上げが良かった。
		施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。
		全体的な美観が良かった。
(11) コン クリート構造 物、砂防、構造 物、海岸、港 湾、トンネル、 シールド工事		コンクリート構造物の肌が良かった。
		コンクリート構造物のとおりが良かった。
		クラックがなかった。
		天端仕上げ、端部仕上げ等が良かった。

		漏水がなかった。
		支承部の仕上げが良かった。
		全体的な美観が良かった。
(12) 鋼橋 工事		表面に補修箇所がなかった。
		部材表面に傷、錆がなかった。
		溶接に均一性があった。
		塗装に均一性があった。
		全体的な美観があった。
(13) 塗装 工事(工場塗 装を除く)		塗装の均一性が良かった。
		細部まできめ細かな施工がされていた。
		補修箇所がなかった。
		ケレンの施工状況が良好であった。
		全体的な美観が良かった。
(14) 浚渫 工事		浚渫の仕上げが良かった。
		浚渫土等は適切に処理されていた。
		施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。
(15) 上下 水道管路工事		沈下がなく仮舗装の平坦性が良かった。
		施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。
		漏水がなかった。
		全体的な美観が良かった。(管路及びマンホールの内部・本復旧の仕上がり等)

(16) 農地整備工事 (ほ場整備工事、用・排水路工事、パイプライン工事)		均平度及び埋戻し土の仕上げが良かった。(ほ場)
		埋戻し土の仕上げが良かった。(パイプライン・暗排)
		畦畔、溝畔、道水路の通りが良かった。(共通)
		施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。(共通)
		全体的な美観が良かった。
(17) 維持修繕工事		小構造物等にも細心の注意が払われていた。
		きめ細かな施行がなされていた。
		既設構造物とのすりつけが良かった。
		全体的な美観が良かった。
(18) 通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事		主設備、関連設備等にきめ細やかな施行がなされていた。
		公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良かった。
		構造物との通り、すりつけが良かった。
		製作上の補修痕跡がなかった。
		全体的な取扱いがしやすい。
(19) (工事)		その他(理由 )
		その他(理由 )
		その他(理由 )
適合率		適合率が90%以上 . . . . . a 適合率が80%以上～90%未満 . . . b 適合率が60%以上～80%未満 . . . c 適合率が60%未満 . . . . . d
評価		当該「評価該当項目」及び「評価対象項目」に該当する項目に1を入力する。 該当しない項目は何も入力しない。 該当項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 適合率(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価該当項目数 なお、対象評価該当項目数が2項目以下の場合には「c」とする。